

塩竈市保育料基準額表

支給認定保護者の属する 世帯の階層区分			保育利用（３・２号認定）３歳未満児						保育利用（２号認定）３歳以上児								
			利用者負担額 （主食費・副食費含む）						利用者 負担額	給食費 （３歳以上児）							
						ひとり親世帯 在宅障害者世帯				主食費	副食費						
国階層	階層 区分	定義	保育標準 時間	保育 短時間	多子 カウント	保育標準 時間	保育 短時間	多子 カウント				ひとり親世帯 在宅障害者世帯					
1	1	生活保護世帯	0	0	年齢制限 なし	0	0	年齢制限 なし	無償	実費負担 又は 主食持参	免除	免除					
2	2	市民税 非課税世帯	0	0		0	0										
3	3	市民税 均等割のみ 課税世帯	12,500	12,200		5,750	5,600										
	4	市民税 所得割額 48,600円未満	15,500	15,200		7,250	7,100										
4	5	市民税 所得割額 57,700円未満	21,000	20,600	小学校就学 前児童のみ	9,000	9,000	小学校就学 前児童のみ			実費負担 又は 主食持参	実費負担					
	6	市民税 所得割額 59,500円未満	21,000	20,600		9,000	9,000										
	7	市民税 所得割額 77,101円未満	27,000	26,500		9,000	9,000										
	8	市民税 所得割額 79,000円未満	27,000	26,500		市民税所得割額 77,101円以上は 一般的な保育利用料 と同額											
	9	市民税 所得割額 97,000円未満	30,000	29,400													
5	10	市民税 所得割額 124,000円未満	35,000	34,400		実費負担	実費負担										
	11	市民税 所得割額 145,000円未満	40,000	39,300													
	12	市民税 所得割額 169,000円未満	44,500	43,700													
6	13	市民税 所得割額 301,000円未満	53,000	52,000													
7	14	市民税 所得割額 397,000円未満	57,000	56,000													
8	15	市民税 所得割額 397,000円以上	60,000	58,900													

○多子による保育料の軽減について

同一世帯の２人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合には、第２子は半額、第３子以降は無料となります。ただし、階層区分１から７までのひとり親家庭等の場合は、第２子以降が無料となります。なお、階層により多子の判定に含めるお子さんの年齢制限が異なります。上記の表中「多子カウント」の項目をご確認ください。また、３歳以上児の副食費について、第３子以降の児童は市民税所得割額に関わらず免除となります。

○ひとり親世帯について

離婚調停中で、既に別居されているのであれば、裁判所からの調停を証明する書類等を提出することで保育料算定の一部において、ひとり親と同等の取扱いを受けることができます場合があります。裁判所からの調停を証明する書類等が提出できない場合は、ひとり親世帯とみなすことはできません。

○在宅障害者世帯について

収入によっては、保育料が軽減される場合があります。

提出書類については次の①～③のいずれかの書類を提出してください、

- ①（身体障害者・精神障害者保健福祉・療育）手帳の写し
- ②特別児童扶養手当証書の写し
- ③障害基礎年金受給年金証書の写し